

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

V ILO

1 総会と主要な会議

2 主要な会議

繊維委員会

第一回繊維委員会は、八四年一〇月一〇日から一八日までジュネーブのILO本部で開かれ、日本からも政労使三者の代表・顧問が出席した。委員会は、繊維産業における雇用と所得の安定、労働安全衛生の両議題にかんする結論のほか、若年者訓練、輸出加工区のそれぞれにかんする決議が採択された。

繊維産業では技術変化と国際貿易の影響によって失業者がふえている。委員会に参加した政労使の代表は、失業を最小限にとどめるため関係企業が多角化や専門化などによる競争力の強化につとめ、人員整理のさいに労働者を保護することについて合意した。

安全衛生関係では、とくに綿肺症、騒音、事故の防止が緊急課題としてとりあげられた。そして、綿肺症防止にかんする研究と対策の推進、騒音にかんする国際基準の確立、教育訓練と連続長時間労働の排除による事故防止などが強調された。

若年労働者にかんする決議では、多くの国の繊維産業で若年労働者はほかの労働者よりも雇用面で大きな打撃をうけているのに、訓練対策が十分でないから、関係国政府は若年労働者の教育訓練を充実させるべきだとされた。また輸出加工区(EPZ)の決議では、そこで働く繊維労働者の諸問題の調査研究をおこない、その成果を公刊し、EPZにおけるILO基準の順守につとめるべきものとされた。

郵電合同委員会

第一回郵便・電気通信事業委員会は、八四年一一月二七日から一二月五日まで、ジュネーブのILO本部で開かれ、日本からは政府委員(広瀬郵政省審議官)と労働者委員(山岸全電通委員長)のほか数人の顧問が出席した。委員会は、郵電部門における賃金決定方法、作業環境と安全衛生の両議題にかんする結論のほか労働基本権、技術革新、労働時間などにかんする決議を採択した。

この委員会は、通常の政労使三者構成のものではなく、理事会の指名する政府二〇、労働者二〇、計四〇人の委員で構成され、公務合同委員会と似たものである。

〔賃金決定方法〕

郵電労働者の賃金はほとんど団体交渉によって決定されているが、一部にはこの権

利を否定されている者もある。郵電労働者はすべて、何の差別もなく、労働組合を通じて、賃金決定にかんする団体交渉権をもつことが望ましい。

最近ところによっては政府が緊縮策をとっているため、実質賃金の停滞や低下のみられるところもあるが、全国的な賃金抑制策のとられる場合、郵電労働者をほかの者よりきびしく取り扱うべきではない。また、新技術の導入にともなって生じる変化の影響をうける労働者の賃金その他の諸条件や既得権は、団体交渉の対象とされるべきである。

〔安全衛生〕

新技術導入で一部の危険は減少したが、新しい各種の障害が生じているので、ILOはとくにVDU(ビジュアル・ディスプレイ・ユニット)による障害と作業環境にかんする活動を強化すべきである。この分野における決定は、労働組合や労働者代表との協議ののち、おこなわれるべきである。

国内の関係法規は、労働組合や労働者代表との協議によって起草され、定期的に改定され、予防的措置に重点がおかれるべきである。八一年の労働衛生条約(一五五号)および勧告(一六四号)は、そのさいに参考になる。とくに一五五号条約に定める「生命や健康に重大な危険がある職場では就業しない」とする規定は重要である。

内陸運輸委員会

第一一回内陸運輸委員会は、八五年一月二三日から三一日までILO本部で開かれ、日本からも政労使三者の代表・顧問が出席した。委員会は、内陸水路船員の労働条件、路面運輸の安全衛生、の両議題にかんする結論、ILO基準の適用、運輸労働者の労働基本権、鉄道再編成と団体交渉、途上国の旅客輸送、などにかんする決議を採択した。

このほかの産業別委員会としては、八四年一二月五～一三日の第一回食品産業委員会、八五年四月一七～二五日の第九回俸給被用者・専門職労働者諮問(ホワイトカラー)委員会が開かれ、それぞれの分野における産業別のILO基準が検討された。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
